

総合評価方式試行ガイドラインの改正について (H28年6月)

1. 評価基準の改善について

- (1) 工事地域精通度（本店等所在地）
 - ・発注時の住所要件が「市内本店又は市内受任者」となる場合の「本店等所在地」の評価基準を追加する。
- (2) 地域・社会貢献度（障害者雇用の有無）
 - ・障害者雇用状況報告書において、実雇用率の欄では2%未満となっているが、障害者雇用促進法の規定により雇用すべきとされた人数の障害者をすべて雇用している場合（=不足数の欄が0人）も評価する。

2. 総合評価方式の適用範囲の改正について

（網掛け部分が、今回の改正内容です。）

対象業種	予定価格
土木一式（上下水道工事除く）	5千万円以上
土木一式（上下水道工事）	1億円以上
建築一式工事（新築、改築、増築に限る）	1億円以上
電気工事	1億円以上
管工事	1億円以上
機械器具設置工事（上下水道施設）	1億円以上
電気通信工事	1億円以上

※土木一式（上下水道工事）については、予定価格5千万円以上1億円未満の工事からも抽出して、総合評価方式で入札を行うものとする。

※上記以外の工事についても、工事内容等に応じて抽出して、総合評価方式で入札を行うものとする。

※対象工事は、工事内容、施工時期、緊急性等の理由により総合評価方式とすることが不適當な場合を除く。

※対象工事の金額は、土木一式工事（水道管工事）は管材費の2分の1、機械器具設置工事（上下水道施設）、電気工事（上下水道施設）は機器費を除く。

※電気工事、管工事については、建築一式工事の分離発注による設備工事を除く。